

住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業 令和7年度 募集・申請要項

1. 住宅リフォーム（一般・子育て・三世代同居）宮クーポン事業の募集要件

一 般	子 育 て	三 世 代 同 居	募 集 要 件
●	●	●	(1) 申請者が、 <u>富士宮市内に所有(同居の家族含む)かつ居住(転居予定を含む)している住宅の工事</u> であること。
●	●	●	(2) 申請者本人は、 <u>完了報告時点でリフォームする住所に住民登録があり、市税の滞納がない</u> こと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
●	●	●	(3) <u>過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅</u> を対象としたリフォームであること。 ※三世代同居リフォームのみ、過去1回に限り交付を受けた住宅も対象
●	●	●	(4) 住宅機能の維持及び向上のために行う <u>30万円以上(消費税及び地方消費税含む)の改築、改装工事</u> でかつ令和7年4月1日(火)以降に着工し、同年11月28日(金)迄に工事が完了すること。 ※ 対象となるリフォーム工事は別表1を参照。
●	●	●	(5) <u>元請施工業者が、富士宮市内に本社(店)登記がある法人、又は同市に納税申告している個人の住宅関連施工業者</u> であること ※ 施工業者が出先、営業店等の場合は対象外
●	●	●	(6) 必要な要件を一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。
●	●	●	(7) 当該工事に <u>富士宮市が行う他の補助制度</u> を利用した場合、 <u>補助の対象とならない</u> ことに同意すること。
×	●	×	(8) 申請者本人の同一世帯に未就学児童（平成31年4月2日(火)以降に生まれた児童）がいる者または妊婦がいる者。
×	×	●	(9) 住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世代が <u>新たに同居(二世帯住宅、敷地内同居可)</u> するためのリフォームであること。 ※住民票の異動をもって同居開始日と判断し、かつ過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。（住民票異動のない引越は対象外）
×	×	●	(10) 三世代同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。

※ 予算を有効に使う為に、申請は工事の施工を確実にを行う方のみとしてください。

2. 宮クーポン券の交付金額について

申請区分	対象となるリフォームの工事金額	交付金額
一 般	住宅リフォーム工事金額30万円以上（消費税込）	10万円
子 育 て		15万円
三 世 代 同 居		20万円

【注意事項】

- 1) 子育て及び三世帯同居で応募する場合は、それぞれの追加の必須募集要件（1ページ参照）を満たす必要があります。
- 2) 子育てと三世帯同居を同一工事で組み合わせることはできません。
- 3) 申請終了後に、一般申請から子育て・三世帯同居申請への区分変更はできませんので、十分確認した上で申請をお願いします。
- 4) 完了報告の際に、子育て・三世帯同居申請の要件を満たしていないことが確認できた場合、一般申請として取扱が変更（交付金額が減額）となることがあります。

3. 住宅リフォーム工事の申請手続について

(1) 申請書配布場所・配布方法

配布場所	配布方法
富士宮商工会議所 (富士宮市豊町18-5)	☆窓口配布 ☆当所ホームページよりダウンロードサイトへリンク (富士宮市のページへリンク)
芝川商工会 (富士宮市長貫1131-6)	窓口配布のみ

(2) 申請書受付期間と申請書提出先

①申請書受付期間

申請区分	窓口受付期間	郵送受付期間
一般枠	令和7年4月16日(水) ～同年6月13日(金)	令和7年4月1日(火) ～同年6月13日(金) ※郵送申請の受付は、受付期間内又は予算 枠終了日の消印有効
子育て枠	令和7年4月14日(月) ～同年6月13日(金)	
三世帯同居枠	※一般枠に先行して受付開始	

【注意事項】

- 1) 郵送申請は、簡易書留等の受取確認のある方法で送付ください。
- 2) 郵送申請は、期間超過又は予算枠終了日後の到着分は原則受け付けできません。
- 3) 窓口受付開始以前の郵送受付分は、原則窓口初日受付扱いとなります。
- 4) 窓口での受付は土日祝日除く、平日の9:00～16:30迄となります。
- 5) 郵送・窓口受付に関係なく、書類不備があるものは受付できません。ご注意ください。

②申請書提出先 ※最終8ページを参照

③その他申請に関する注意事項

- 1) 申請受付の交付予定金額が、予算額4,500万円に達する前日までの受付分は、書類不備や申請内容に虚偽が確認されない限り、交付決定分の受付となります。
- 2) 申請受付の交付予定金額が予算額の4,500万円に達した場合、到達日の受付分(郵送の場合は消印有効)は抽選となり、以降の申請は原則落選となります。
- 3) 申請受付の確定及び抽選結果は、受付終了日又は予算枠到達日より約2週間後に、郵送にて申請者に通知いたします。

(3) 申請時の提出書類

一般	子育て	三世代同居	提出書類
●	●	●	①事業申請書
●	●	●	②リフォーム工事の見積書【写し可、返却不可】 ※見積書の宛名は申請者の氏名(フルネーム)のものに限る ※業者押印必須、関連工事含めた全ての工事が確認できるもの
●	●	●	③リフォーム工事施工前の現場の写真 ※裏面に申請者の氏名と住所を記載すること
×	●	●	④家族構成確認書
×	●	×	⑤子どもの年齢が確認できる書類 ※申請者と同一世帯の家族全員が記載された住民票謄本 ※妊婦の場合は、母子手帳の写しを追加提出すること

(4) 申請受付確定後の手続き ※詳細は3～4ページの『完了手続き』の項目を参照

申請したリフォーム工事が終了しましたら、郵送された『完了報告書兼宮クーポン交付請求書』に必要な事項及び必要書類を添付し、当所まで簡易書留郵送又は窓口提出してください。

⇒ 完了報告書類の提出及び不備がない申請者には、8月1日(金)以降に随時宮クーポン券が送付となります。

4. 住宅リフォーム工事の完了手続きについて

(1) 完了報告書の配布方法及び提出場所

①完了報告書配布方法

申請受付が確定(交付決定)した方には、6月下旬より随時『完了報告書兼宮クーポン交付請求書』を郵送いたします。(ホームページからのダウンロードはできません)

②完了報告書提出先 ※申請書提出先と同じ、最終8ページを参照

(2) 完了報告書提出期間

提出期間
【全申請区分共通】 令和7年7月1日(火)～同年11月28日(金)
<p>【注意事項】</p> <p>1) 郵送提出は、簡易書留等の受取確認のある方法で送付ください。</p> <p>2) <u>郵送提出の受理は期間内の消印まで有効</u>です。期間を超過した窓口提出や消印のものは受理できません。</p> <p>3) 窓口での提出は<u>土日祝日除く、平日の9:00～16:30迄</u>となります。</p> <p>4) 郵送・窓口提出に関係なく、書類不備があるものは受付できません。ご注意ください。</p> <p>5) 台風等の天災並びに入院を伴う病気・ケガにより、<u>完了報告の提出が期限内にできない場合に限り、最長2週間提出期限を延長いたしますので、11月28日(金)までに事務局宛にご連絡</u>をお願いします。(申請者の代理の方でも結構です)</p>

(3) 完了報告の提出書類

一般	子育て	三世代同居	提出書類
●	●	●	①完了報書兼宮クーポン交付請求書 ※交付決定後の6月下旬よりに郵送予定
●	●	●	②市税完納証明書 ※市役所収納課（富士宮市役所1階）にて7月1日(火)以降に発行されたもの ※転居が伴うリフォームは、転居後の住所が記載されたもの
●	●	●	③対象工事代金の領収証【写し可、返却不可】 ※領収証の宛名は申請者の氏名(フルネーム)のものに限る ※業者押印必須、関連工事含めた全ての工事が確認できるもの
●	●	●	④対象工事の工事完了写真（30万円以上の工事が確認できるもの） ※裏面に申請者の氏名と住所を記載すること ※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限る
●	●	●	⑤利用者アンケート（1枚） ※紙面又はQRコードよりインターネットからの回答も可
※	※	※	⑥【増築の場合のみ】建築基準法に基づく検査済証の写し
×	※	×	⑦【他市より転居の場合のみ】転居後の住所が確認できる住民票謄本
×	×	●	⑧三世代同居が確認できる住民票謄本 ※三世代同居が確認できる同一世帯の家族全員が記載の住民票謄本 ※三世代同居開始6ヶ月経過後、住民票謄本の再提出を依頼する場合は有

《申請の取消・キャンセルについて》

本事業の申請をキャンセルする場合は、**令和7年8月29日(金)までに事務局(富士宮商工会議所)まで連絡いただき、「取消届出書」の提出**をお願いします。

特段の事情がないキャンセルは、本事業が翌年度も継続された場合、**キャンセルした翌年度の申請はできません**のでご注意ください。

5. 宮クーポン券の交付及び利用について

(1) 宮クーポン券の交付

本クーポン券の交付は、完了報告書類提出後の書類審査で不備がない申請者に対して、8月1日(金)以降随時申請書記載のご住所へ書留にて郵送いたします。

(2) 宮クーポン券の利用期間及び利用上の注意事項

利用期間
令和7年8月1日(金)～令和8年1月31日(土)【令和8年2月1日(日)以降は利用不可】 ※利用期間を過ぎた本クーポン券は、法令の定めに従い商品券として利用できなくなります。
【注意事項】 1) 本クーポン券には通し番号が入っています。ご利用に際しては、番号部分を破ったり、番号が確認できない状態となるような利用をしないでください。 2) 本クーポン券はお釣りが出ません。 3) 本クーポン券は、両替・交換・譲渡・売買のほか、有価証券、前払式支払手段(切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等)には利用できません。 4) たばこ・宝くじの購入、税金、公共料金、当該工事代金の支払いには利用できません。 5) 二次利用及び業者間の決済手段としての使用はできません。 6) 本クーポン券は別に定める小売店舗等で利用できます。なお、交付されるクーポン券の半分の額は大型店舗でも利用可能です。

【別表1】 住宅リフォーム(一般・子育て・三世帯同居)宮クーポン事業 交付対象工事一覧

工事番号	工事の目的	工事例
1	住宅の長寿命化目的 (壁、屋根、畳、ふすま、障子、 タイル、建具等の改修等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニットバス・台所(システムキッチン含む)改修工事 ● トイレ・洗面台改修工事、ペーパーホルダー設置 ● 畳の取替え、表替え ● 畳からフローリングへの改修工事 ● 壁紙等貼替工事、壁塗装工事 ● ドア・窓等の改修工事 ● 網戸交換・網の張替え ● 外壁や軒天の塗装工事・防水工事・改修工事 ● 屋根への雪止設置工事 ● 雨どい改修工事 ● 白あり駆除 <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × ガス台設置のみ
2	CO2 排出量削減目的 (高気密・高断熱への改修工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 断熱材の施工、断熱サッシの取付工事 ● エコキュート、エコジョーズ設置工事 <p>(上記工事には、必ず配線・配管工事を伴うものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システム設置工事 <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × カーテン設置・カーペット敷設 × その他省エネ対応電化製品購入
3	生活への支援改善目的 (バリアフリー改修工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 段差解消工事 ● 引戸への改修工事 ● トイレ・浴室・廊下・玄関への手すり設置工事 ● 間取り変更に伴う壁等の設置工事 ● 和便器から洋便器への改修工事 ● カウンター・棚・収納等の設置工事 ● ホーム用エレベータ設置工事 ● 換気扇・換気空清機ロスナイ設置工事

【別表1】 住宅リフォーム(一般・子育て・三世帯同居)宮クーポン事業 交付対象工事一覧 (続き)

工事番号	工事の目的	工事例
4	水洗化目的 (下水道、合併浄化槽接続工事等)	《対象となる工事例》
		● 浄化槽から下水道への切替工事
		● 単独浄化槽から合併浄化槽への切替工事
5	災害対策目的 (耐震改修工事等)	《対象となる工事例》
		● 耐力壁・筋交い設置工事
		● シェルター設置工事
		● 屋根の葺替工事
		● 基礎補強工事
		● 住宅用火災警報器設置工事 (配線含む)
		《対象外の工事例》
		× 消火器設置
× 住宅用火災警報器設置 (器具設置のみ)		
6	その他 (設備の設置を目的とした工事で 工事費用が30万円以上のもの)	《対象となる工事例》
		● エアコン設置工事
		● ガス給湯器設置工事
		● 灯油ボイラー設置工事
		● ガス暖房器具設置工事
		● シーリングファン設置工事
		● 照明器具設置工事
		● スイッチ・コンセント設置工事
		● その他電気配線工事
		● ウッドデッキ設置工事 (住宅と一体となっているもののみ)
		● カーポート設置工事 (住宅と一体となっているもののみ)
		《対象外の工事例》
		× 兼用住宅の内、住宅以外の部分の改修工事 (共用部除く)
		× 庫裡などの非課税物件
		外 構 工 事
× 門・塀ほか外構工事やパーゴラ設置工事		
× 防犯装置 (監視カメラ・防犯ライト等) 設置		
× 家庭用防犯システムの設置		

★申請書及び完了報告書提出先及び本事業の問合せ先

富士宮商工会議所「住宅リフォーム宮クーポン事業係」 （担当：鈴木、宮澤）

〒 418-0068 富士宮市豊町 18-5

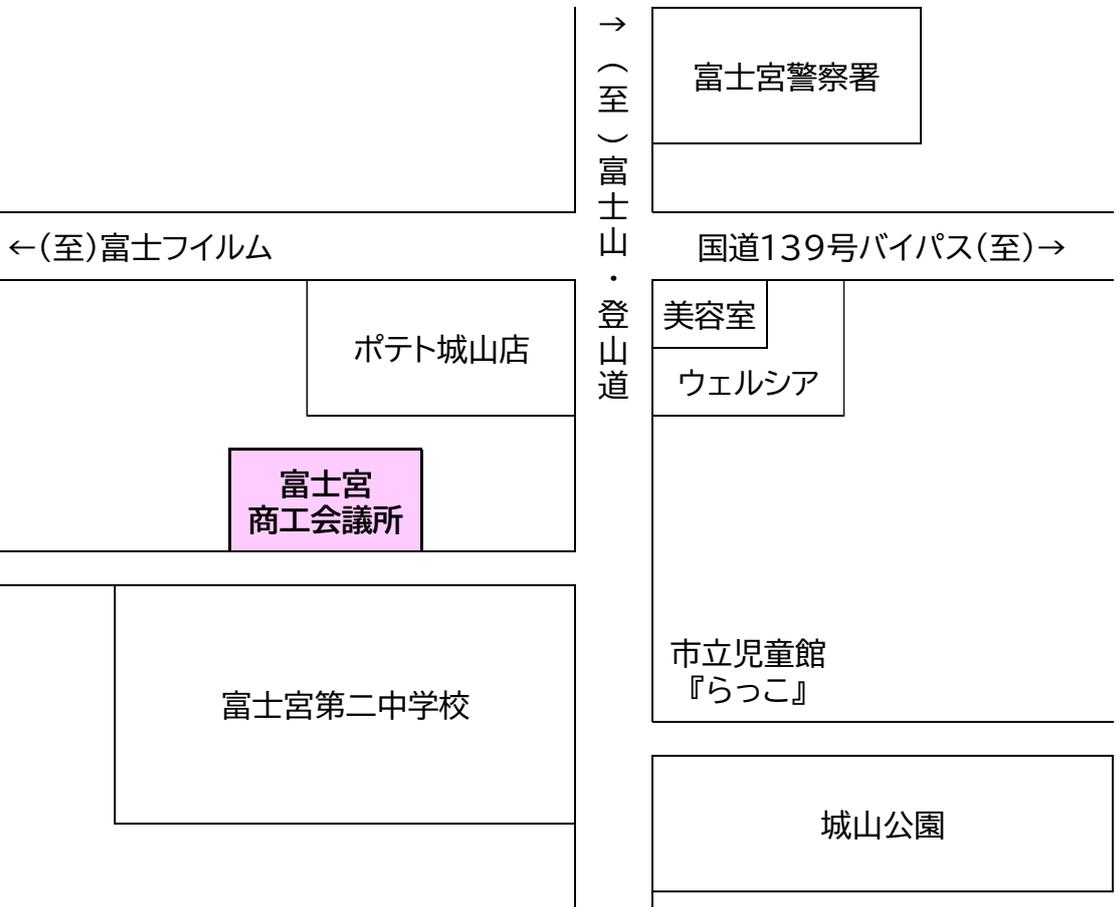
電 話：0544-26-3101

受付時間：平日9：00～16：30（土日祝日及び平日12～13時除く）

※ 申請・報告書の提出は、受付期間内（申請は2ページ、報告書は3～4ページ参照）であれば、当所窓口への直接提出又は簡易書留での郵送（消印有効）でもご提出可能です。

※ 申請書並びに完了報告書を郵送される場合は、受付期間内の消印は有効となります。

※ 窓口・郵送共に提出期間を超過したものは無効となり、宮クーポン券の交付が出来なくなるのでご注意ください。



浅間大社